

みんな考えてよう

市町村合併

第9回

市では、4月21日、26日、28日の3日間、3か所の会場で「市町村合併自治会長会議」を開催し、市町村合併のこれまでの取組経過や今後の方向について、市内の各自治会長に説明しました。各会場とも大勢の自治会長が集まっていたが、貴重なご意見や質問をいただきました。今回は、会議での主な意見や質問と、それに対する回答について紹介します。

Q 当初基本とした1市8町からは小さな枠組みになってきているが、今後、本市と犬上郡の3町（豊郷町、甲良町、多賀町）で合併を進めていくのか？

A 市町村合併は、日常生活圏や経済圏、そして歴史的な背景や地域の文化などを共有している範囲に行政区域を近づけていくのが基本と考えています。このようなことから、最もつながりの深い本市と犬上郡3町を基本に秦荘町、愛知川町にも参加を呼びかけながら、合併協議を進めていきます。

Q 財政状況の苦しい自治体同士が合併すると、ますます苦しくなるのではないかと？

A 合併した場合には、地方自治法の規定による協議会（法定協議会）を設置し、合

A 市町村を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、将来にわたって住民サービスの向上や地域の活性化を図っていくためには、さらに効率的・効果的な行政運営が求められます。市町村合併をすることで、行政組織の合理化や公共施設の配置の調整など、限られた資源の有効活用を図ることができ、これに国や県の支援策を組み合わせることで、行政基盤を強化していくことが可能になります。

Q 合併した後で、新しい市をどのようになまちにしようと考えているのか？

A 合併する場合には、地方自治法の規定による協議会（法定協議会）を設置し、合

併についてのあらゆることを協議します。法定協議会では、合併後にどういった事業を行うのか、どういった行政サービスをどの水準で行うのかなどを具体的に話し合い、新しい市の建設計画を作成します。

新しいまちをどのようにしていくかは、その中で住民の皆さんとともに考え、議論していくこととなりますが、新しいまちは、個性が輝き活力のあるまちにしていきたいと考えています。

Q 合併特例債や地方交付税の特例措置などは、10年間に限定されると聞いているが、期限が過ぎたときに行政サービスはどのようになるのか？

A 法定協議会で作成する新しい市の建設計画をもとに、合併後5～10年程度の期間についての財政計画を作ります。この計画は、新しい市の健全な財政運営を目指しながら作成するものと考えており、10年後も行政サービスを維持、向上できるような計画策定に努めます。

なお、この計画は、合併協議がある程度進んだ段階で、サービスの水準や負担いただく内容とともに市民の皆さんにお知らせする予定です。



彦根勤労福祉会館で行われた自治会長会議の様子

Q 合併によって、地域の文化や伝統がなくなっていくのでは？

A 合併しても、地域そのものや地域の個性がなくなるものではありません。また、合併を機会に地域の歴史や伝統文化を新しい市の貴重な財産として評価し、住民自らが主体となって進める地域づくりを支援することで、克服できるものと考えています。

Q 各市町の行政サービスには違いがあるが、どのように調整するのか？

問合わせ先 市町村合併推進室 ☎1411 番内線 476番
FAX ☎1398番

A 具体的には法定協議会で検討していきますが、基本的な方向としては、住民にとって負担は上がらないよう、サービスは下がらないよう調整していきたいと考えていきます。

Q 新しい市の名前はどうなるのか？

A 法定協議会で決めることとなりますが、決定方法については、名称を公募したうえで住民意向調査で決めた例（西東京市）や法定協議会の委員の投票で決めた例（静岡市）歴史や知名度などから人口規模の大きな市町村の名称を新市の名称とした例（北上市）などがあり、こういった事例を参考にしながら協議を進めていきます。

Q 合併により、自然環境の保全より開発が優先されることにならないか？

A 豊かな自然は防災などさまざまな機能を有していることから、自然環境を保全することは非常に重要と考えています。本市は「環境基本条例」を他市にさきがけて制定しており、この精神を合併後も継続していきたいと考えています。